

**勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る
道府県民税利子割又は配当割の還付請求書（別紙）の記載要領等**

この別紙は、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る道府県民税利子割又は配当割の還付請求書」に記載した災害等の事由の詳細について記載の上、請求書とともに提出するものです。

【共通記載事項】

- 「あなたと生計を一にする親族の状況（請求書に記載した災害等の事由が①、②又は③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

請求書に記載した災害等の事由が「① 1号該当（災害による家屋の損害）」、「② 2号該当（医療費の金額の合計額が 200 万円超）」又は「③ 3号該当（一定の寡婦又は寡夫に該当）」である場合に、あなたと生計を一にする親族の別に「氏名」、「続柄」及び「住所又は居所」欄をそれぞれ記載してください。

【該当する災害等の事由に応じた記載事項】

- 1 「被災した家屋の状況（災害等の事由①に該当する場合に記載）」欄の記載要領

被災した家屋についてその「家屋の所在地」、「所有者氏名」及び「被災状況」をそれぞれ記載してください。

（注）あなたが居住の用に供している家屋であって、その家屋の所有者があなた又はあなたと生計を一にする親族である場合に限りま。

- 2 「医療費の状況（災害等の事由②に該当する場合に記載）」欄の記載要領

あなた又はあなたと生計を一にする親族のために支払った医療費について記載してください。

なお、災害等の事由に該当するためには、その年に支払った医療費（保険で補填される部分を除きます。）の合計額が 200 万円を超える必要がありますのでご注意ください。

（注）欄に記載しきれない場合には、別途作成した一覧表を添付いただいても差し支えありません。

- 3 「寡婦又は寡夫の状況（災害等の事由③に該当する場合に記載）」欄の記載要領

(1) 「区分」欄については、該当する方を「○」で囲んでください。

(2) 「要因」欄には、「離婚」、「死別」又は「生死不明」の別を記載してください。

(3) 「あなたの合計所得金額見積額」欄には、あなたが「寡夫」に該当する場合に、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

(4) 「扶養親族又は生計を一にする子の氏名」欄には、該当する方の氏名を記載してください。

(5) 「左記の方の合計所得金額見積額」欄には、災害等の事由が生じた年月日の属する年の 12 月 31 日における所得の見積額を記載してください。

- 4 特別障害者の状況（災害等の事由④に該当する場合に記載）欄の記載要領

(1) 「手帳などの種類」欄及び「交付年月日」欄には、都道府県知事等から交付を受けている手帳等の種類及びその交付年月日をそれぞれ記載してください。

(2) 「障害の程度（等級など）」欄には、手帳等に記載されている障害の程度について記載してください。

- 5 離職の状況（災害等の事由⑤に該当する場合に記載）欄の記載要領

「離職先の名称」欄、「離職理由」欄及び「離職年月日」欄は、あなたが雇用保険法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者又は同法第 13 条第 3 項に規定する特定理由離職者である場合にそれぞれ所定の事項を記載してください。